



【フラット35】維持保全型のご利用には【フラット35】維持保全型
に対応した適合証明書が必要です。
以下の手順を忘れずに行ってください！

① 適合証明申請時に必要な添付書類(予備認定マンションの場合の追加添付書類)

●予備認定通知書 (写)



② 適合証明申請書 記入上の注意点

●以下の☑チェックを忘れずに！

〔適新工第5号書式〕 竣工現場検査申請書・適合証明申請書(新築住宅)
適合証明書付表(第三面)[共同建て用]

フラット35維持保全型適用基準

- ☐ 1.長期優良住宅
☒ 2.予備認定マンション※5

チェック！

表2を使用している場合
は、こちらのチェックも
お忘れなく！



取扱金融機関では、適合証明書で各種金利引下げ内容を確認します。

適合証明書にて上記の☑が漏れている場合、予備認定マンションであっても【フラット35】維持保全型の
適用が受けられません。

①及び②の手続が漏れた結果、適合証明書の再取得となった事案が発生しています。

適合証明書を再取得する場合、別途費用や時間が必要となる場合があります。

☑予備認定マンションについて

詳細は(公財)マンション管理センターホームページを
ご確認ください。

[https://www.mankan.or.jp/11_](https://www.mankan.or.jp/11_managementplan/precert.html)
[managementplan/precert.html](https://www.mankan.or.jp/11_managementplan/precert.html)



☑【フラット35】維持保全型について

ご利用に当たっては、所定の基準を満たす必要があります。
基準の詳細は、フラット35サイトをご確認ください。

[https://www.flat35.com/loan/](https://www.flat35.com/loan/ijihozen/index.html)
[ijihozen/index.html](https://www.flat35.com/loan/ijihozen/index.html)

